

平成29年度第2回日光市総合教育会議次第

日 時：平成29年11月16日（木）午後3時30分～

場 所：本庁3階 正庁

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 議題

(1) 平成30年度教育関連事業の概要について 資料1

(2) 日光市手話言語条例の原案について 資料2

5 報告事項

6 その他

7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	齋 藤 文 夫	
教育委員会	教育長	前 田 博	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	
教育委員会	教育委員	速 水 茂 希	

【参考1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成29年度第2回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
総合政策部		部長	宮本悦雄	
健康福祉部		部長	安西義治	
健康福祉部	社会福祉課	課長	鈴木伊之	
〃	〃	課長補佐	伊藤真由美	
教育委員会		次長	川田盛雄	
〃	教育総務課	課長	鶴見英明	
〃	〃	総務係長	大嶋洋史	
〃	学校教育課	課長	増淵みゆき	
〃	〃	副参事	岡本一穂	
〃	生涯学習課	課長	新部千代子	
〃	文化財課	課長	斎藤信義	
〃	スポーツ振興課	課長	村上修一	
〃	中央公民館	館長	柴田修	
〃	日光公民館	館長	館広志	
〃	藤原公民館	館長	斎藤秀利	
〃	足尾公民館	館長	吉澤幸雄	
事務局	総合政策課	課長	江藤隆	
〃	〃	課長補佐	本間佳夫	
〃	〃	副主幹	和田直樹	
〃	〃	主任	中澤美咲	

平成30年度教育関連事業の概要について(案)

基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①推進体制の充実	○生涯学習・公民館等連絡会の開催（生涯学習課）
②生涯各期における生涯学習の充実	○生涯学習情報紙発行事業（生涯学習課）
③地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援	○日光市学校支援ボランティア活動推進事業（生涯学習課）
④市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供	○日光学まつり・生涯学習フェスタ開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○ふるさと学習・体験事業（生涯学習課）
⑤地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成	○日光学・わがまちきらり発見隊開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○地域コーディネーター養成事業（生涯学習課）
⑥青少年育成団体の支援・指導者等の養成	○子ども会・PTA等の活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
⑦青少年活動の推進	○青少年北海道体験研修事業（生涯学習課） ○青少年リーダー養成・活動体験事業（生学・日公・藤公）
⑧青少年を取り巻く環境の健全化	○少年指導委員街頭指導事業（生涯学習課・各地区公民館） ○少年指導委員特別指導事業（生涯学習課・各地区公民館）

基本目標2**一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現**

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学校における人権教室の推進	○盲導犬体験教室事業（生涯学習課）
②人権教育指導者の育成	○人権教育推進教員研修会開催事業(学校教育課) ○人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課）
③人権啓発の推進	○人権尊重啓発標語・ポスター募集事業（生涯学習課） ○人権講演会開催事業（生涯学習課）

基本目標3**「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成**

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①授業改善プラン	○小中一貫教育推進事業（学校教育課） ○地域人材活用事業（学校教育課）【新規】 ○授業改善プラン事業（学校教育課）
②奨学金事業	○奨学金償還免除制度事業（教育総務課）
③適応指導教室事業	○適応指導教室事業（学校教育課）
④地域ぐるみの安全体制整備推進事業	○地域ぐるみの安全体制整備推進事業（学校教育課） ○通学費補助金交付事業（学校教育課）
⑤特別支援教育推進事業	○特別支援教育推進事業（学校教育課）
⑥小中学校整備事業	○教育用 I C T 機器導入事業（学校教育課） ○小学校校舎等維持管理事業（教育総務課） ○中学校校舎等維持管理事業（教育総務課） ○小中学校普通教室等エアコン整備事業（教育総務課）
⑦学校給食調理施設の整備・充実	○学校給食調理室の整備事業（学校教育課）
⑧学校給食調理業務民間委託への移行推進	○学校給食調理業務の民間委託事業（学校教育課）

基本目標4

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習機会の充実	○親力アップ子育てセミナー開催事業（生涯学習課） ○家庭教育学級開催事業（生学・日公・藤公・足公・栗公） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課） ○思春期子育てアドバイス講演会講師派遣事業（生涯学習課）
②人材の育成	○家庭教育指導者スキルアップ講座開催事業（生涯学習課）
③人材の活用	○家庭教育指導者活用事業（生学・日公・藤公・足公・栗公）
④情報提供や啓発活動の充実	○家庭教育リーフレット配布事業（生涯学習課） ○子育てあるある川柳募集事業（生涯学習課）

基本目標5**市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実**

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①公民館教室・講座実施事業	○公民館教室・講座実施事業（中央公民館他12館）
②図書館機能の充実	○地域の図書館整備事業（生涯学習課）
③読書活動の推進	○ブックスタート事業（生涯学習課） ○移動図書館事業（生涯学習課） ○図書館情報システム事業（生涯学習課） ○第3期日光市読書活動推進計画関連事業（生涯学習課） ○図書館でのイベント開催事業（生涯学習課） ○図書館での子育て家庭支援事業（生涯学習課） ○旧歴史民俗資料館改修事業（生涯学習課）【新規】
④移動博物館事業	○移動博物館事業（文化財課）
⑤公民館整備事業	○豊岡公民館整備事業（中央公民館） ○小来川公民館整備事業（日光公民館）
⑥資料館・記念館管理運営事業	○日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館管理運営事業（文化財課）

基本目標6

各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の促進

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。
また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の薫るまちを目指します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①文化財調査・研究事業	○名勝おくのほそ道の風景地保存管理計画策定事業（文化財課）
②文化財保護活用・普及事業	○市指定等文化財補助事業（文化財課） ○市指定文化財説明板改修事業（文化財課） ○市指定文化財データベース公開事業（文化財課） ○文化財くん蒸事業（文化財課）
③世界遺産「日光の社寺」保護対策事業	○気象データ採取及び観測機器等保守管理事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」保存活用協議会開催事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」総合的学術調査実施事業（文化財課）
④足尾銅山の世界遺産登録推進事業	○文化財指定事業（文化財課） ○啓発事業（文化財課） ○構成資産等調査整備事業（文化財課） ○調査事業（文化財課） ○検討委員会開催事業（文化財課）
⑤伝承者や後継者の育成・支援	○日光フォトコンテスト開催事業（生涯学習課） ○日本の伝統芸術鑑賞教室開催事業（生涯学習課） ○市民文化祭開催事業（生涯学習課）
⑥文化団体等の支援	○文化協会活動支援事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
⑦民俗芸能・技術記録保存事業	○民俗芸能・技術記録保存事業（文化財課）
⑧文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実	○日光美術館活用事業（生涯学習課） ○（仮）ふくろうの森手塚登久夫石彫館活用事業（生涯学習課） 【新規】

基本目標7**スポーツを通じて育む豊かな暮らし**

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

主要事業

この目標に向けて実施予定の主要な事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合型地域スポーツクラブ育成事業（スポーツ振興課） ○ニュースポーツ開催事業（スポーツ振興課） ○市民体力づくり事業（スポーツ振興課・各地区公民館） ○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課） ○学校体育施設開放事業（スポーツ振興課・各地区公民館） ○体育協会等各種団体育成支援事業（スポーツ振興課）
②スポーツ情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設予約・案内システム運用事業（スポーツ振興課・各地区公民館）
③競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○日光杉並木マラソン大会開催事業（スポーツ振興課） ○日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会開催事業（スポーツ振興課） ○競技スポーツ支援事業（スポーツ振興課）
④特色あるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ホッケー普及事業（スポーツ振興課） ○スケート普及事業（スポーツ振興課・日光公民館）
⑤スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○社会体育施設運営事業（スポーツ振興課・各地区公民館） ○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課・各地区公民館）

日光市手話言語条例 (原案)

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うための言語として、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、社会においては、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者をはじめとする手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることを制限され、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。しかし、手話が言語であるとの認識は、広く共有されている状況ではありません。

私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及に努め、手話を使用することができる環境を整えることにより、豊富な観光資源を有する国際観光文化都市として、日光市民だけではなく、日光市を訪れる人を含む全ての人が、心を通わせ、理解し合える地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての人々が、相互に人格及び個性を尊重し、支え合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人々が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の施策のほか、障がい者に関する計画に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

3 市は、日光市立学校設置条例（平成18年日光市条例第89号）に規定する小学校及び中学校において、手話の啓発及び手話を学びやすい環境を整備するよう努めるものとする。

4 市は、第1項の施策を実施するときは、手話を必要とする人その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。